

市からの お知らせ

主主催者
日日時・期間
人対象・定員
所場所・会場
講講師
¥費用(記載のないものは無料)
物持ち物
申申込方法 **問**問い合わせ
保保育あり
手手話または要約筆記あり
 (下欄※参照)

申し込み記入例



あて先は
 各記事の申込先へ
住所の記載がないものは
 〒181-8555
 三鷹市役所〇〇課へ
往復はがきの場合は
 返信用にも住所・氏名を
 記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)



お知らせ

労働保険の年度更新手続き

平成29年度の労働保険料(労災保険料と雇用保険料)の申告・納付期限は7月10日(月)です。申告書が郵送された事業所は金融機関、郵便局、労働基準監督署、東京労働局で手続きをしてください。

問東京労働局 ☎03-3512-1628

※くわしくは同局ホームページ **HP** <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> をご覧ください。

用途地域などの都市計画変更案の縦覧と意見書の受け付け

日本無線(株)三鷹製作所(下連雀5-1)跡地の土地利用転換に当たり、「下連雀五丁目第二地区」の用途地域などを変更するため、都市計画変更案の縦覧と意見書の受け付けを行っています。

◆縦覧

日6月30日(金)までの平日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

所都市計画課(市役所5階54番窓口)

◆意見書の提出

申6月30日(必着)までに意見と必要事項(上記参照)を「〒181-8555都市計画課」・**✉** toshikeikaku@city.mitaka.tokyo.jp

問同課 ☎内線2811



税金

臨時納税相談窓口を開設します

同日程で電話相談も受け付けます。

日7月3日(月)～9日(日)の平日午後5時～7時30分、土・日曜日午前9時～午後4時30分

所納税課(市役所2階25番窓口)

三鷹市ホームページおよび三鷹市議会ホームページが一時的に閲覧できません

問情報推進課 ☎内線2149

ホームページやインターネット通信などのセキュリティ強化および定期メンテナンスのため、三鷹市ホームページおよび三鷹市議会ホームページを一時停止します。

◆停止期間 6月24日(土)午後1時～5時

自動交付機・コンビニ交付の一時停止のお知らせ

問市民課 ☎内線2326

システムの改修作業のため、下記の日程で、自動交付機・コンビニエンスストアでの住民票の写しなどの証明書交付サービスを一時停止します。

◆停止期間 6月28日(水)午後7時30分～29日(木)午前8時30分(コンビニ交付は午前6時30分まで)

◆交付を停止する証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、市民税・都民税課税(非課税)証明書、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票の写し

※作業の状況により、停止時間を変更する場合があります。

※庁舎南側スロープ下の地下1階警備室前通用口からお入りください。

◆相談・納付(納入)できる税目

市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

問同課 ☎内線2433

※市職員と偽った電話・訪問が発生しています。職員は訪問時に顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯しています。不審な場合は同課へご連絡ください。

家屋調査にご協力ください

平成30年度固定資産税・都市計画税の課税のため、家屋の現況調査を行っています。29年1月2日以降に新築・増改築した家屋は、事前に連絡のうえ、市職員(固定資産評価補助員)が間取りの確認などに伺います。

※取り壊した家屋があるときは、法務局(登記所)への届け出とともに、資産税課へもご連絡ください。

問同課 ☎内線2364



国保・年金

国民健康保険の高額療養費の支給

1カ月の医療費の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合は、超えた金額を申請により支給します。

◆高額療養費の計算の仕組み

①70歳未満の方は、同じ方が、同じ月に、同じ医療機関に21,000円以上支払った自己負担額を世帯単位で合計し、限度額を超えた分を払い戻します。②70歳以上の方はすべての自己負担額から限度額を超えた分を払い戻します。

◆自己負担限度額

区分は世帯の所得によります。

①70歳未満の方＝ア252,600円、イ

167,400円、ウ80,100円、エ57,600円、オ35,400円、②70歳以上の方＝一般12,000円(8月以降14,000円(年間限度額144,000円))、現役並み所得者44,400円(8月以降57,600円)、低所得者8,000円

※高額療養費が多数回該当した場合や入院した場合は、限度額が変わることがあります。

申要件に該当する場合、医療を受けてからおおよそ3カ月後に世帯主宛てに送付する申請書に記入・押印し、直接または郵送で「〒181-8555保険課」(市役所1階9番窓口)、または市政窓口へ
※手続きの際は、マイナンバーの記載・提示が必要です。

問同課 ☎内線2387

国民年金の付加年金について

月額保険料16,490円に 付加保険料400円を加えると、200円×納付月数が毎年、付加年金として老齢基礎年金に上乗せされます。加入、脱退はいつでもできます。第3号被保険者、免除該当者、国民年金基金加入者などは加入できません。

申年金手帳を市民課(市役所1階3番窓口)または市政窓口へ

問同課 ☎内線2394、武蔵野年金事務所 ☎56-1411



子育て・教育

児童手当の更新書類(現況届)を送付しました

6月は児童手当の更新時期です。受給要件の確認のため、5月31日時点の受給者に現況届を送付しました。必ず期限までに提出してください。なお、平成28年中の受給者の所得の状況によって手当額が変わることがあります。

申6月30日(金)(消印有効)までに現況届と必要書類を直接または郵送で「〒181-8555子育て支援課」(市役所4階43番窓口)へ
※28年中の所得を申告していない方は、申告後に現況届を提出してください。

問同課 ☎内線2752

私立幼稚園などの補助金申請を受付中

人市に住民登録があるお子さんの保護者で、私立幼稚園(認可外幼児施設を除く)、都の認可する幼稚園類似の幼児施設、認定こども園の1号認定枠に入園料・保育料などを納入している方

※認定こども園のうち、平成26年度の補助金対象施設に限り、2号認定枠にお子さんが通園している保護者にも入園料補助金を支給します。

◆入園料補助金 38,000円(1人1回限り)

◆保育料等補助金 月額4,700円～10,900円(所得により異なる)

申所定の用紙(子ども育成課(市役所4階44番窓口)、市政窓口で入手可)を各園へ
問同課 ☎内線2738

※「就園奨励費補助金」も同時に申請できます(子ども・子育て支援新制度に移行した園、都の認可する幼稚園類似の幼児施設は除く。一部所得制限あり)。

誕生記念樹のプレゼント

人市内在住の乳児

申6月28日(水)(必着)までに往復はがきまたはインターネットで必要事項(上記参照)・お子さんの氏名(ふりがな)・月齢・希望する樹種(キンモクセイ・ゲッケイジュ・サルスベリ・カンツバキ・パキラ)一つを「〒181-0012上連雀8-3-10NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会」・**HP** <http://hanakyokai.or.jp/>へ
※苗木は7月7日(金)午前9時30分～午後3時30分に、市役所1階で返信はがきまたは返信メールの印刷と引き換え。

問同協会 ☎46-2081

西多世代交流センター乳幼児のおそびひろば

日乳幼児タイム＝開館日の午前9時～午後1時、サークルタイム＝月～土曜日午前11時30分～正午、6月生まれのお誕生日会＝6月29日(木)午前11時15分～11時45分、こんにちは！プール君＝7月3日(月)午前10時～11時30分、もうすぐ七夕！笹飾り＝3日午前11時から

申当日会場へ

問同センター ☎31-6039

参加者・傍聴者 募集

第82回 市長と語り合う会

「SUBARU総合スポーツセンターを利用されている方と健康づくりについて語る」

問秘書広報課秘書係 ☎内線2011

日8月3日(木)午前10時～11時30分

人在学・在勤を含む市民でSUBARU総合スポーツセンターを利用している方10人、傍聴者＝在学・在勤を含む市民3人

所総合防災センター

申7月7日(金)(必着)までに必要事項(上記参照)、性別、参加・傍聴の別、参加者は語りたい内容を「〒181-8555秘書広報課秘書係」・**FAX** 48-2593・**✉** hisho@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)

※この会の内容要旨は、匿名で市ホームページに公開します。